

太田市スポーツ施設ストック適正化計画

令和7年3月

太 田 市

目 次

1	はじめに.....	2
2	背景・目的.....	2
3	計画の位置づけ.....	2
4	スポーツ施設の目指すべき姿.....	4
5	各施設の基本情報.....	5
6	施設の現況評価【1次評価】.....	10
7	施設の環境評価【2次評価】.....	11
8	個別施設計画の検討.....	18
9	計画の実施方法.....	24

1 はじめに

スポーツに関する施策の基本となる事項を定めた「スポーツ基本法」では、スポーツ施設の整備等について、「国および地方公共団体は、国民が身近にスポーツに親しむことができるようにするとともに、競技水準の向上を図ることができるよう、スポーツ施設の整備、利用者の需要に応じたスポーツ施設の運用の改善、スポーツ施設への指導者等の配置、その他の必要な施策を講ずるよう努めなければならない。」と規定されています。

本市では、平成 28(2016)年 2 月に、公共施設等の現状把握や更新費の見通しのほか、将来の人口動向や財政見込みなどを踏まえ長期的な視点を持ち、更新・統廃合・長寿命化などを計画的に行うことにより、財政負担の軽減・平準化を行いながら公共施設等の最適な配置を実現するなど、その総合的かつ計画的な管理を推進することを目的に、「太田市公共施設等総合管理計画」を策定しました。本計画では、それらの計画を踏まえ、これからの本市が取り組んでいくスポーツ施設の最適な配置について定めることとします。

2 背景・目的

(1) 背景

本市では、高度経済成長期以降、人口増加と市民ニーズに合わせ体育施設の整備を他の公共施設及び道路等のインフラ施設の整備と共に進めてきました。

しかし、今後はこれらの施設が改修・更新時期を迎えるため、多額の更新費用が必要になります。

一方で、人口減少等による税収の伸び悩み、少子高齢社会の進展に伴う扶助費の増加なども懸念され、財政状況は一層厳しくなるものと考えられます。

こうしたことから、一律的な建替えによる更新では、財政的な負担が大きく実施が困難な状況となっており、既存施設をより長く有効的に使うため適切な維持・保全が大変重要となっています。

(2) 目的

このような現状をふまえて、上位計画である太田市公共施設等総合管理計画の基本的な方針に基づき、本市が所有する公共建築物のうち、体育施設の中・長期的な維持・保全対策や、効率的・効果的に多くの市民に利用していただくことを目的に本計画を策定します。

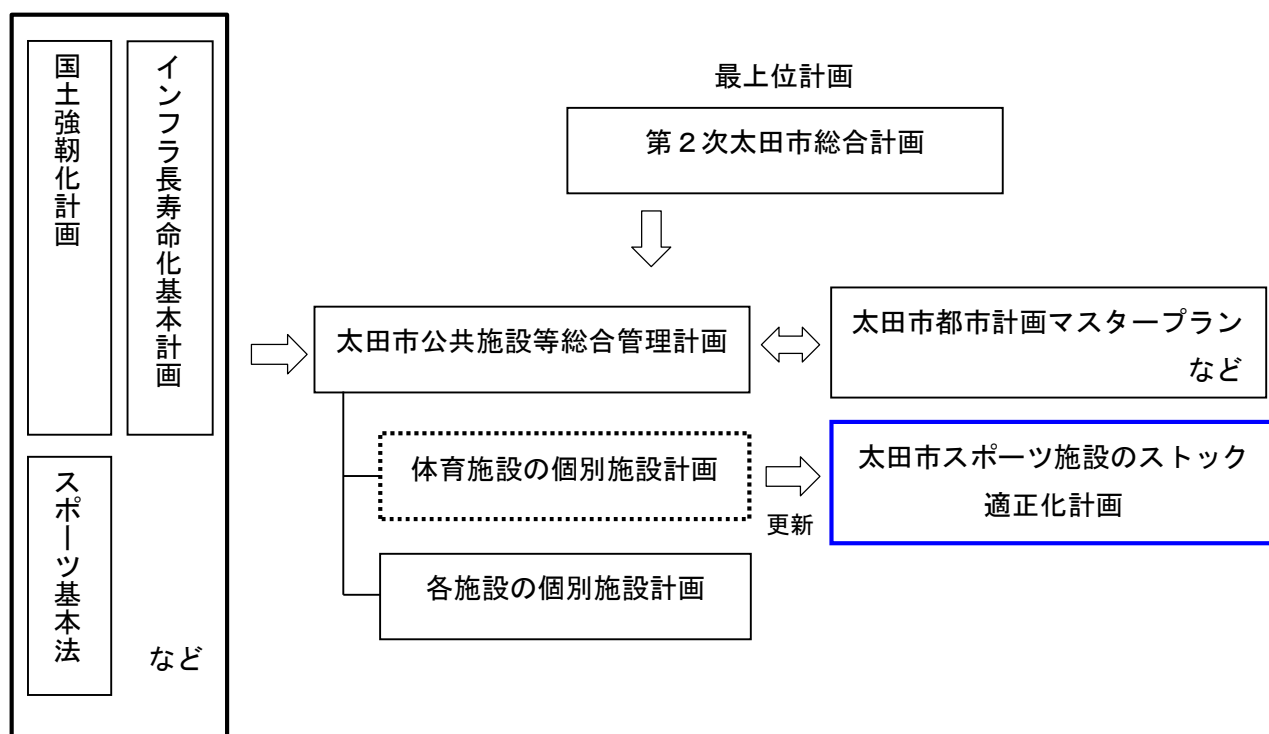
3 計画の位置づけ

(1) 本計画の位置づけ

本市では、「太田市公共施設等総合管理計画」の下、令和 4(2022)年 2 月に本市が所有する公共建築物のうち、体育施設の中・長期的な維持・保全対策や、効率的・効果的な運

営のあり方を具体的に示した「太田市体育施設の個別施設計画」（長寿命計画）を策定しました。

本計画では、対象に屋外体育施設を含め、スポーツ庁が示す「スポーツ施設のストック適正化ガイドライン」に則って、「太田市スポーツ施設のストック適正化計画」を策定します。



（２）計画期間

本計画の計画期間は令和 6（2024）年度から令和 16（2023）年度までの 10 年とします。また、上位・関連計画等の見直しや社会情勢の変化などの状況に応じて適宜見直しを図っていきます。

（３）対象施設

本計画の対象施設は、太田市体育施設条例に体育施設として位置づけられた下記の 37 施設とします。

太田市東山球場、太田市八千代グラウンド、太田市八幡テニスコート、太田市武道館、太田市鳥之郷スポーツ広場、太田市葦川スポーツ広場、太田市沢野スポーツ広場、太田市宝泉スポーツ広場、太田市休泊スポーツ広場、太田市運動公園競技施設、太田市第 2 サッカー・ラグビー場、太田市九合バスケットボールコート、太田市サン・スポーツランド、太田市渡良瀬スポーツ広場、太田市尾島体育館、太田市尾島公園グラウンド、太田市ねずみ塚公園グラウンド、太田市岩松公園グラウンド、太田市世良田公園グラウンド、太田市利根グラウンドゴルフ場、太田市尾島公園テニスコート、太田市世良田公園テニスコート、太田市尾島親子ふれあいプール、太田市新田総合体育館（文化施設を除く）、太田市新田

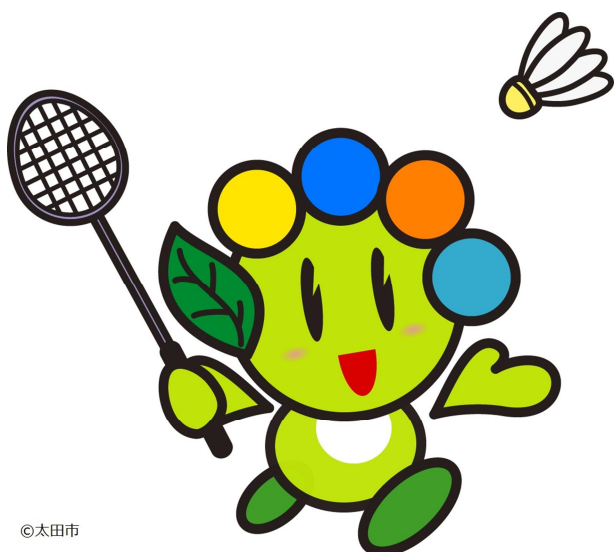
陸上競技場、太田市新田野球場、太田市新田テニスコート、太田市新田プール、太田市新田武道館、太田市新田サッカー場、太田市木崎コミュニティ運動公園、太田市綿打コミュニティ運動公園、太田市生品コミュニティ運動公園、太田市藪塚本町社会体育館、太田市藪塚本町中央運動公園、太田市藪塚本町三島神社公園、太田市藪塚本町西部ふるさと公園

この他に当課が予約の管理を行っている、公園に付属する野球場やテニスコートなどの施設がありますが、それらの個別施設計画については本計画の対象外としますが、スポーツ施設が都市公園に付属している西新町南公園（グラウンド）及び新浜公園（テニスコート）については、本計画の対象とします。したがって、合計 39 施設を当該計画対象施設（以下、スポーツ施設）として位置付けることとします。

4 スポーツ施設の目指すべき姿

本市では、平成 30 年度（西暦 2018 年度）に太田市野球場、令和 2 年度（西暦 2020 年度）に太田市陸上競技場が建て替えられ、令和 5 年度（西暦 2023 年度）には太田市総合体育館が完成しました。そして、今後は一層厳しくなる財政状況や、人口減少等による子ども人口減に対応し、一律的な建替えによる更新ではなくスポーツ施設の長寿命化に向け、適切な維持・保全等の施設整備を進めてまいります。

スポーツ施設は、体育活動はもとより多様な市民活動にも対応でき、特に災害時の拠点としての役割を担う施設として、誰もが安全・安心・快適に利用できる空間である必要があります。また、省エネルギーに配慮した環境負荷の少ない施設、自然との共生等を考慮した施設環境が求められています。



©太田市

太田市マスコット「おおたん」

5 各施設の基本情報

	施設名	設置年	構造規模	施設概要	面積 (㎡)
1	東山球場	昭和 13 年	1 面 (セ ン タ ー 117.43m、両翼 99.3m)	硬式・軟式野球	16,616.43
2	八千代グラウンド	昭和 38 年	少年野球 1 面 (両翼 70m、センター80m) ゲートボール 2 面	軟式野球、ゲートボ ール	11,749(全体 13,442)
3	八幡テニスコート	昭和 31 年	クレーコート 8 面	硬式テニス、ソフト テニス	7,384.27 駐車場含む
4	武道館	昭和 61 年	鉄筋コンクリート造 2 階建て	道場、指導員室ほか	3961.84
	弓道場	昭和 61 年	木造 1 階建て	10 人立て射場、指導 員室ほか	541.53
5	鳥之郷スポーツ広場 (グラ ウンド)	昭和 55 年	118m×110m 軟式野球 1 面又はソ フトボール 1 面又は サッカー 1 面 (ネッ ト付)	軟式野球、ソフトボ ール、サッカー	17,772.47
6	菰川スポーツ広場 (グラウ ンド)	昭和 56 年	127m×91m 野球グラウンド 2 面又 はサッカー 1 面	軟式野球、ソフトボ ール、サッカー	18,551
	すぱーく太田	平成 11 年	鉄骨造 1 階建て	ゲートボール場、ク ラブハウス	1119
7	沢野スポーツ広場 (グラウ ンド)	昭和 61 年	187m×110m (テニ スコート含む) 軟式 野球又はソフトポー ル 2 面又はサッカー 1 面	軟式野球、ソフトボ ール、サッカー	20,801+1,31 8.43 (西駐車場含 む)
	沢野スポーツ広場 (テニス コート)	昭和 61 年	テニスコート 4 面	硬式テニス、ソフト テニス	20,801+1,31 8.43 (西駐車場含 む)
8	宝泉スポーツ広場 (グラウ ンド)	平成 8 年	135.4m×101.7m 軟式野球又はソフト ボール 2 面	軟式野球、ソフトボ ール、グラウンドゴ ルフ	20,280
	宝泉スポーツ広場 (テニス コート)	平成 8 年	テニスコート 4 面	硬式テニス、ソフト テニス	10,608.00
	宝泉バスケットボールコ ート (3×3)	令和 4 年	3×3バスケットコ ート 1 面	3×3バスケットコ ート	320

9	休泊スポーツ広場（グラウンド）	平成 10 年	110m×75m 野球グラウンド 1 面	軟式野球・少年野球・ソフトボール、グラウンドゴルフ	13,821.40
10	（運動公園）市民体育館	昭和 56 年	鉄骨鉄筋コンクリート造 2 階建て	アリーナ、小体育室、卓球室、会議室、ステージ、更衣室ほか	6005.4
	（運動公園）陸上競技場（管理棟）	令和 2 年	鉄筋コンクリート造 3 階建て	会議室、更衣室、記録室ほか	4819.01
	（運動公園）陸上競技場（トラック・グラウンド）	令和 2 年	第 3 種公認、トラック 400m×8 レーン、芝生フィールド 102×70m	陸上競技、サッカー（大会時）ラグビーフットボール	158,840
	（運動公園）野球場（スタンド）	平成 30 年	鉄筋コンクリート造 1 階建て	選手控室、ダックアウトほか	5453.75
	（運動公園）野球場（グラウンド）	平成 30 年	両翼 100m、中堅 122m、全面人工芝（一部アンツーカ）	硬式野球、軟式野球、学童野球、ソフトボール	20,041
	（運動公園）サッカー・ラグビー場（管理棟）	平成 28 年	鉄骨造 1 階建て	更衣室、審判控室	139.15
	（運動公園）サッカー・ラグビー場（グラウンド）	平成 28 年	サッカー（105m×68m）1 面又は 8 人制サッカー（68m×50m）2 面	サッカー、8 人制サッカー	16,285
	（運動公園）総合体育館	令和 5 年	鉄筋コンクリート造 3 階建て	アリーナ、サブアリーナ、多目的室、更衣室ほか	10611.61
11	第 2 サッカー・ラグビー場（管理棟）	平成 10 年	鉄骨造 2 階建て	会議室、更衣室	913.6
	第 2 サッカー・ラグビー場（グラウンド）	平成 10 年	サッカー（68m×50m）又はラグビー（100m×70m）2 面	サッカー、ラグビー	39,552
12	九合バスケットボールコート（3×3）	令和 4 年	3×3 バスケットコート 1 面	3×3 バスケットコート	330
13	サン・スポーツランド（管理棟）	平成 2 年	木造 1 階建て	更衣室、シャワー室	187.92
	サン・スポーツランド（グラウンド）	平成 2 年	野球グラウンド 1 面又はサッカー 1 面、グラウンドゴルフ 8 ホール	サッカー、軟式野球、学童野球、ソフトボール、グラウンドゴルフ	34,065
	サン・スポーツランド（テニスコート）	平成 2 年	オムニコート 12 面	硬式テニス、ソフトテニス	34,065
14	渡良瀬スポーツ広場（管理棟）	平成元年	鉄筋コンクリート造 2 階建て	—	1865.38

	渡良瀬スポーツ広場（グラウンド）	平成 13 年	野球場 4 面、サッカー場 3 面、ソフトボール場 4 面	野球、サッカー、ソフトボール	138,600.00
	渡良瀬スポーツ広場パークゴルフ場	平成 19 年	パークゴルフ場 6 コース 54 ホール	パークゴルフ	75,600.00
	渡良瀬スポーツ広場グラウンドゴルフ場	平成 23 年	グラウンドゴルフ場 4 コース 32 ホール	グラウンドゴルフ	17,100.00
	渡良瀬スポーツ広場ターゲットバードゴルフ場	平成 23 年	ターゲットバードゴルフ場 3 コース 27 ホール	ターゲットバードゴルフ	20,800.00
15	尾島体育館	令和 3 年	鉄骨造 2 階建て	アリーナ、多目的室、更衣室	1565.07
16	尾島公園グラウンド	昭和 31 年	軟式野球又はソフトボール 1 面	軟式野球、ソフトボール	10,000.00
17	ねずみ塚公園グラウンド	昭和 62 年	少年野球又はソフトボール 1 面	少年野球、ソフトボール	13,878.00
18	岩松公園グラウンド	昭和 62 年	サッカー 1 面	サッカー	12,506.00
19	世良田公園グラウンド	平成元年	300mトラック、少年野球又はソフトボール 2 面、グラウンドゴルフ 8 ホール	陸上、ソフトボール、少年野球、グラウンドゴルフ	34,160(公園全体)
20	利根グラウンドゴルフ場	昭和 59 年	土コース 32 ホール(4 コース) 芝コース 8 ホール(1 コース)	グラウンドゴルフ	33,272.00
21	尾島公園テニスコート	昭和 51 年	オムニコート 3 面	硬式テニス、ソフトテニス	2,014.00
22	世良田公園テニスコート	平成 2 年	オムニコート 2 面	硬式テニス、ソフトテニス	34,160(公園全体)
23	尾島親子ふれあいプール	平成 13 年	水泳 2 面	渚プール、着水プール	1,584.00
24	新田総合体育館	平成 8 年	鉄骨鉄筋コンクリート造 2 階建て	アリーナ、選手控室、更衣室ほか	4445.51
25	新田陸上競技場	昭和 47 年	トラック 400m×8 レーン	陸上競技、グラウンドゴルフ	12,000.00
26	新田野球場	昭和 55 年	軟式野球又はソフトボール 2 面	軟式野球、ソフトボール	15,624.00
27	新田テニスコート	昭和 53 年	オムニコート 4 面、ハードコート 2 面	硬式テニス、ソフトテニス	4,633.00
28	新田プール	昭和 56 年	幼児プール、25m、50m変形プール	水泳	4,945.00
29	新田武道館	昭和 58 年	鉄骨造 1 階建て	剣道場、柔道場、更衣室ほか	998.16

30	新田サッカー場	平成元年	サッカー1面	サッカー	9,520.00
31	木崎コミュニティ運動公園	平成5年	軟式(少年)野球1面、ソフトボール2面、テニスコート(ハード)2面、グランドゴルフ場8ホール、ジョギングコース	軟式野球、少年野球、ソフトボール、テニス、グラウンドゴルフ、ゲートボール、クリケット、ジョギング	20,154
32	綿打コミュニティ運動公園	平成12年	建築面積 33㎡ 木造(あずま屋)/非木造(公衆便所・水車小屋) 軟式野球1面、ソフトボール1面、少年サッカー1面、グランドゴルフ場8ホール	軟式野球、少年野球、ソフトボール、少年サッカー、グラウンドゴルフ、クリケット	20,093
33	生品コミュニティ運動公園	平成15年	軟式野球1面又は少年野球1面又はソフトボール1面又はサッカー1面、グランドゴルフ場8ホール	軟式野球、少年野球、ソフトボール、サッカー、グラウンドゴルフ、クリケット	22,466
34	藪塚本町社会体育館	平成2年	鉄筋コンクリート造2階建て	アリーナ、会議室、ステージ	2392.64
35	藪塚本町中央運動公園	昭和63年	グラウンド、ゲートボール場、多目的広場、体育館	軟式野球、ソフトボール、ゲートボール、グランドゴルフ	38,953.00
36	藪塚本町三島神社公園	平成3年	多目的広場1面	ソフトボール	6,208.00
37	藪塚本町西部ふるさと公園	平成5年	グラウンド	少年野球、ソフトボール、	10,608.00
38	西新町南公園	昭和53年	軟式野球1面	軟式野球、少年野球、ソフトボール	17,513
39	新浜公園(テニスコート)	昭和56年	グリーンサンド12面	硬式テニス、ソフトテニス	22,000
	新浜公園(グラウンド)	昭和58年	軟式野球1面	軟式野球、少年野球、ソフトボール	22,000

対象施設配置状況（屋内施設）



6 施設の現況評価【1次評価】

(1) スポーツ施設における基本的な方針

スポーツ庁による「スポーツ施設のストック適正化ガイドライン」を参考に、各施設の現状により1次評価を行います。まず、既存のスポーツ施設の性能を個別に把握し評価を行い、それぞれの施設に対し、「維持」「改善」「改廃」の方向性を検討します。

施設ごとに安全性・機能性評価（A～D）を行います。

項目		細目(例)
安全性	経過年数	竣工年からの経過年数
	躯体の安全性	躯体の劣化状況(剥離、ひび割れ等の損傷)
	外被性能	屋根、外壁の劣化状況(漏水、剥離、落下等)
	安全対策	施設全体の安全対策、用具器具の安全対策等
	法令適合	建築基準法、消防法、電気事業法等
機能性	空間性能	空間問題(広さ、高さ等)、内装の劣化状況
	室内環境性能	室内環境(空調・衛生など)、附帯設備(トイレ・更衣室など)、設備機器等の状況
	屋外環境状況	舗装(クレー・人工芝など)、附帯設備(照明・排水など)、附帯施設(フェンス・ベンチなど)等の健全度
	その他	バリアフリー、省エネ、災害対策等の状況

指標	安全性・機能性評価基準
A	・全体的に健全である。 ・緊急の修繕の必要がなく、日常の維持保全で管理するもの。
B	・全体的に健全であるが、部分的な劣化が進行している。 ・緊急の補修の必要性はないが、維持保全での管理の中で、劣化部分について定期的な観察が必要である。
C	・全体的に劣化が進行している。 ・現時点では重大な事故につながらないが、利用し続けるためには部分的な補修、もしくは更新が必要なもの。
D	・全体的に顕著な劣化がある。 ・重大な事故につながる恐れがあり、施設の利用禁止あるいは、緊急な補修、もしくは更新が必要とされる。

安全性、機能性評価とのみB以上で「良」、未満は「劣」とします。

次に、安全性・機能性の評価において「劣」となった施設について経済性評価を行います。

経済性評価基準	評価
・改善コスト、維持管理コストの発生が標準よりも少ない。 ・収入が多く、今後も施設利用が見込める。 ・維持管理コストが多く、収入も少ない施設であるが、維持管理・収入の運用面での見直しの可能性がある。	良

・改善コスト及び維持管理コストが多く、収入も標準よりも少ない施設で、維持管理・収入の運用面での見直しの可能性がない。 ・相対的、もしくは目標値に対して、著しく状況が悪い。	劣
--	---

改善コスト、維持管理コスト、利用料金収入等を総合的に「良」・「劣」で評価し、施設の方向性について「改善」または「改廃」を検討します。

（２）施設の整備手法【最終１次評価】

安全性・機能性評価において「良」となった施設については、経済性評価を実施せず、方向性を「維持」とし、計画的に改修等の保全を実施することで「長寿命化」を図ります。

経済性評価において方向性が「改善」となった施設については、「機能改修」を実施します。経済性評価において「改廃」となった施設については、「再整備」または「廃止」とします。

方向性	整備手法	内 容
維持	長寿命化	計画的に改修等の保全を行い、現在の施設をより長く使用する。
改善	機能改修	経年劣化への対応を目的に改修する。
改廃	再整備	現在の施設を解体し、現地もしくは別の敷地に新たに施設を整備する。
	廃止	施設を解体・撤去する。

7 施設の環境評価【２次評価】

（１）施設の環境に関する情報の整理

項目	細目	活用先
利用状況	利用人数、稼働率	政策優先度の検討
ニーズ	・スポーツ環境に対する利用者等のニーズ、満足度 ・利用の特性に配慮したニーズや利用していない住民等のニーズ	
競技種別	地域における実施状況 ・施設の特殊性や希少性	
整備目的 基準適合	施設の整備目的 ・開催可能な大会基準等	
防災	地域防災計画上の位置づけ	
利用圏域	スポーツ施設の誘致圏の状況	政策優先度の検討 個別施設計画の検討
施設分布	競技種別の地域別分布	

(2) スポーツ施設の利用状況(「部のあらまし」データを引用)

	施設名	令和3年度	令和4年度	令和5年度
		利用者数(人)	利用者数(人)	利用者数(人)
1	陸上競技場(トレーニング室含)	35,213	75,418	78,581
2	野球場	18,825	30,097	35,658
3	サッカー・ラグビー場	42,698	61,569	62,239
4	サブグラウンド	2,600	—	—
5	市民体育館(トレーニング室含)	79,732	139,872	83,413
6	武道館(弓道場含)	42,035	62,502	57,733
7	東山球場	13,108	13,251	13,137
8	八幡テニスコート	7,008	7,876	6,134
9	サン・スポーツランド(テニスコート)	23,568	36,328	37,045
10	サン・スポーツランド(多目的グラウンド)	4,927	4,513	4,854
11	サン・スポーツランド(グラウンドゴルフ場)	3,477	3,678	4,091
12	新浜公園(テニスコート含)	32,378	35,881	38,867
13	九合バスケットボールコート	—	3,478	7,307
14	八千代グラウンド	13,020	13,388	12,491
15	鳥之郷スポーツ広場	8,730	10,088	9,200
16	菰川スポーツ広場(ゲートボール場含)	22,723	28,148	37,575
17	宝泉スポーツ広場(野球場、テニスコート)	25,845	38,841	34,921
18	宝泉スポーツ広場(バスケットボールコート)	—	2,320	6,195
19	沢野スポーツ広場	13,611	19,002	27,921
20	休泊スポーツ広場	13,462	16,251	14,354
21	渡良瀬スポーツ広場	64,680	72,121	75,412
22	西新町南公園	2,113	2,104	1,739
23	尾島体育館	25,550	35,500	33,327
24	第2サッカー・ラグビー場	—	—	5,330
25	尾島公園グラウンド	6,331	5,874	8,464
26	ねずみ塚公園グラウンド	1,161	811	811
27	岩松公園グラウンド	8,272	7,608	6,824
28	世良田公園グラウンド	5,891	9,078	13,009
29	利根グラウンドゴルフ場	13,186	12,871	12,607
30	尾島公園テニスコート	20,015	21,313	23,141
31	世良田公園テニスコート	13,079	14,539	14,446
32	尾島親子ふれあいプール	4,731	6,447	14,025
33	新田総合体育館	38,011	64,743	67,521
34	新田総合体育館トレーニング室	5,357	16,672	22,899

35	新田陸上競技場	6,021	20,501	16,320
36	新田野球場	17,855	27,364	43,845
37	新田テニスコート	22,054	23,057	22,899
38	新田武道館	16,080	18,106	20,568
39	新田サッカー場	18,169	18,853	22,309
40	木崎コミュニティ運動公園	7,689	7,736	7,446
41	綿打コミュニティ運動公園	4,200	4,758	6,468
42	生品コミュニティ運動公園	4,395	6,381	6,238
43	藪塚本町社会体育館	22,622	33,543	33,342
44	藪塚本町中央運動公園	24,313	26,467	26,470
45	藪塚本町三島神社公園	8,852	4,685	890
46	藪塚本町西部ふるさと公園	13,580	14,779	16,438

(3) 施設の基本方針に関する検討

2次評価においては、施設の運用面を勘案し、それぞれの施設の基本方針を検討します。具体的には、施設の方向性(1次評価結果)に政策優先度を加味して、総合的な観点から施設の基本方針を検討します。

基本方針	内容
機能保持	・現在の施設の機能を保持する。 ・老朽化やそれに伴う維持管理費の増加に対応できるよう、計画的な対応方針を施設ごとに検討する。 ・老朽化が激しいものについては建替再整備の時期、方法について検討する。
総量コントロール	・将来的に維持管理し続けることができない施設について、廃止や転用の時期、方法について検討する。
施設不足の解消	・スポーツ施設が不足している状態である場合、利用可能なスポーツ施設を増やすことを目指す。

基本方針の検討に当たって政策優先度を評価します。

政策優先度については、利用状況やニーズとともにスポーツ環境等を総合的に検討します。

政策優先度評価基準(例)	評価
・施設利用が多い。 ・現在の施設利用者の満足度が高い。 ・運営や施設機能の向上により、大幅に利用状況が改善される見込みがある。 ・障害者スポーツが盛んに行われている。 ・周辺にそのスポーツの実施場所がなく、希少性が高い。 ・整備目的が明確で、目的に合致した利用が継続的に行われている。 ・地域防災計画において、災害拠点や避難施設として指定されており、代替できる施設がない。	高

・施設利用が少ない。 ・現在の施設利用者の満足度が低い。 ・特定の団体が利用し、実利用者が少ない。 ・周辺の人口動態等を踏まえると、運営や施設機能の向上を図っても利用状況の改善の見込みがない。 ・整備目的や施設内容と利用実態が整合していない。 ・学校開放等の既存施設の活用により、現在の利用を代替できる。 ・地域防災計画において、災害拠点や避難施設として指定されていない。もしくは指定されているが、近隣に代替できる施設がある。	低
---	---

1次評価が「維持」となった施設は、基本方針を「機能保持」とし、1次評価が「改善」もしくは「改廃」となった施設は政策優先度の評価を行います。

1評価が「改善」で政策優先度が「高」の施設は基本方針を「機能保持」とし、引き続きスポーツ施設として使用していく施設とします。政策優先度が「低」の施設は、基本方針を「総量コントロール」とし、施設の削減、転用等の検討を行う施設とします。

1次評価が「改廃」で、政策優先度が「高」の施設については、施設の状態が悪く、改善には相当の費用がかかる可能性があるため、基本方針を「機能保持(建替再整備)」とします。

政策優先度が「低」の施設については、基本方針を「総量コントロール」とし、施設の削減、転用等の検討を行う施設とします。

なお、基本方針を「機能保持」とした施設であっても、財政状況により継続可能な財源確保が困難と判断された場合は、「経済性」の低い施設を優先に「総量コントロール」へ移行することとします。

○スポーツ施設として

【1次評価】

【2次評価】

				【1次評価】			【2次評価】		
	施設名	安全性	機能性	評価・方向性	経済性評価	方向性	政策優先度評価	基本方針	
1	東山球場	B	B	⇒ 良（維持）	⇒ ー	⇒ 維持	⇒ ー	⇒ 機能保持	
2	八千代グラウンド	B	B	⇒ 良（維持）	⇒ ー	⇒ 維持	⇒ ー	⇒ 機能保持	
3	八幡テニスコート	B	C	⇒ 劣	⇒ 劣	⇒ 改廃	⇒ 高	⇒ 機能保持	
4	武道館	B	B	⇒ 良（維持）	⇒ ー	⇒ 維持	⇒ ー	⇒ 機能保持	
	弓道場	B	C	⇒ 劣	⇒ 劣	⇒ 改廃	⇒ 高	⇒ 機能保持(建替再整備)	
5	鳥之郷スポーツ広場（グラウンド）	B	B	⇒ 良（維持）	⇒ ー	⇒ 維持	⇒ ー	⇒ 機能保持	
6	菰川スポーツ広場（グラウンド）	B	B	⇒ 良（維持）	⇒ ー	⇒ 維持	⇒ ー	⇒ 機能保持	
	すぱーく太田	B	B	⇒ 良（維持）	⇒ ー	⇒ 維持	⇒ ー	⇒ 機能保持	
7	沢野スポーツ広場（グラウンド）	B	B	⇒ 良（維持）	⇒ ー	⇒ 維持	⇒ ー	⇒ 機能保持	
	沢野スポーツ広場（テニスコート）	B	B	⇒ 良（維持）	⇒ ー	⇒ 維持	⇒ ー	⇒ 機能保持	
8	宝泉スポーツ広場（グラウンド）	B	B	⇒ 良（維持）	⇒ ー	⇒ 維持	⇒ ー	⇒ 機能保持	
	宝泉スポーツ広場（テニスコート）	B	B	⇒ 良（維持）	⇒ ー	⇒ 維持	⇒ ー	⇒ 機能保持	
	宝泉バスケットボールコート（3×3）	A	A	⇒ 良（維持）	⇒ ー	⇒ 維持	⇒ ー	⇒ 機能保持	
9	休泊スポーツ広場（グラウンド）	B	B	⇒ 良（維持）	⇒ ー	⇒ 維持	⇒ ー	⇒ 機能保持	
10	（運動公園）市民体育館	B	B	⇒ 良（維持）	⇒ ー	⇒ 維持	⇒ ー	⇒ 機能保持	
	（運動公園）陸上競技場（管理棟）	A	A	⇒ 良（維持）	⇒ ー	⇒ 維持	⇒ ー	⇒ 機能保持	
	（運動公園）陸上競技場（トラック・グラウンド）	A	A	⇒ 良（維持）	⇒ ー	⇒ 維持	⇒ ー	⇒ 機能保持	

	(運動公園) 野球場 (スタンド)	B	B	⇒	良(維持)	⇒	—	⇒	維持	⇒	—	⇒	機能保持
	(運動公園) 野球場 (グラウンド)	A	A	⇒	良(維持)	⇒	—	⇒	維持	⇒	—	⇒	機能保持
	(運動公園) サッカー・ラグビー場(管理棟)	A	A	⇒	良(維持)	⇒	—	⇒	維持	⇒	—	⇒	機能保持
	(運動公園) サッカー・ラグビー場(グラウンド)	A	A	⇒	良(維持)	⇒	—	⇒	維持	⇒	—	⇒	機能保持
	(運動公園) 総合体育館	A	A	⇒	良(維持)	⇒	—	⇒	維持	⇒	—	⇒	機能保持
11	第2サッカー・ラグビー場(管理棟)	A	A	⇒	良(維持)	⇒	—	⇒	維持	⇒	—	⇒	機能保持
	第2サッカー・ラグビー場(グラウンド)	A	A	⇒	良(維持)	⇒	—	⇒	維持	⇒	—	⇒	機能保持
12	九合バスケットボールコート(3×3)	A	A	⇒	良(維持)	⇒	—	⇒	維持	⇒	—	⇒	機能保持
13	サン・スポーツランド(管理棟)	B	B	⇒	良(維持)	⇒	—	⇒	維持	⇒	—	⇒	機能保持
	サン・スポーツランド(グラウンド)	B	C	⇒	劣	⇒	劣	⇒	改廃	⇒	低	⇒	総量コントロール
	サン・スポーツランド(テニスコート)	B	B	⇒	良(維持)	⇒	—	⇒	維持	⇒	—	⇒	機能保持
14	渡良瀬スポーツ広場(管理棟)	B	B	⇒	良(維持)	⇒	—	⇒	維持	⇒	—	⇒	機能保持
	渡良瀬スポーツ広場(グラウンド)	B	B	⇒	良(維持)	⇒	—	⇒	維持	⇒	—	⇒	機能保持
	渡良瀬スポーツ広場パークゴルフ場	B	B	⇒	良(維持)	⇒	—	⇒	維持	⇒	—	⇒	機能保持
	渡良瀬スポーツ広場グラウンドゴルフ場	B	B	⇒	良(維持)	⇒	—	⇒	維持	⇒	—	⇒	機能保持
	渡良瀬スポーツ広場ターゲットバードゴルフ場	B	B	⇒	良(維持)	⇒	—	⇒	維持	⇒	—	⇒	機能保持
15	尾島体育館	A	A	⇒	良(維持)	⇒	—	⇒	維持	⇒	—	⇒	機能保持
16	尾島公園グラウンド	B	B	⇒	良(維持)	⇒	—	⇒	維持	⇒	—	⇒	機能保持
17	ねずみ塚公園グラウンド	B	B	⇒	良(維持)	⇒	—	⇒	維持	⇒	—	⇒	機能保持

18	岩松公園グラウンド	B	B	⇒	良（維持）	⇒	—	⇒	維持	⇒	—	⇒	機能保持
19	世良田公園グラウンド	B	B	⇒	良（維持）	⇒	—	⇒	維持	⇒	—	⇒	機能保持
20	利根グラウンドゴルフ場	B	B	⇒	良（維持）	⇒	—	⇒	維持	⇒	—	⇒	機能保持
21	尾島公園テニスコート	B	B	⇒	良（維持）	⇒	—	⇒	維持	⇒	—	⇒	機能保持
22	世良田公園テニスコート	B	B	⇒	良（維持）	⇒	—	⇒	維持	⇒	—	⇒	機能保持
23	尾島親子ふれあいプール	B	B	⇒	良（維持）	⇒	—	⇒	維持	⇒	—	⇒	機能保持
24	新田総合体育館	B	B	⇒	良（維持）	⇒	—	⇒	維持	⇒	—	⇒	機能保持
25	新田陸上競技場	B	B	⇒	良（維持）	⇒	—	⇒	維持	⇒	—	⇒	機能保持
26	新田野球場	B	B	⇒	良（維持）	⇒	—	⇒	維持	⇒	—	⇒	機能保持
27	新田テニスコート	B	B	⇒	良（維持）	⇒	—	⇒	維持	⇒	—	⇒	機能保持
28	新田プール	D	D	⇒	劣	⇒	劣	⇒	改廃	⇒	低	⇒	総量コントロール
29	新田武道館	B	B	⇒	良（維持）	⇒	—	⇒	維持	⇒	—	⇒	機能保持
30	新田サッカー場	B	B	⇒	良（維持）	⇒	—	⇒	維持	⇒	—	⇒	機能保持
31	木崎コミュニティ運動公園	B	B	⇒	良（維持）	⇒	—	⇒	維持	⇒	—	⇒	機能保持
32	綿打コミュニティ運動公園	B	B	⇒	良（維持）	⇒	—	⇒	維持	⇒	—	⇒	機能保持
33	生品コミュニティ運動公園	B	B	⇒	良（維持）	⇒	—	⇒	維持	⇒	—	⇒	機能保持
34	藪塚本町社会体育館	B	B	⇒	良（維持）	⇒	—	⇒	維持	⇒	—	⇒	機能保持
35	藪塚本町中央運動公園	B	B	⇒	良（維持）	⇒	—	⇒	維持	⇒	—	⇒	機能保持
36	藪塚本町三島神社公園	B	B	⇒	良（維持）	⇒	—	⇒	維持	⇒	—	⇒	機能保持
37	藪塚本町西部ふるさと公園	B	B	⇒	良（維持）	⇒	—	⇒	維持	⇒	—	⇒	機能保持
38	西新町南公園 （グラウンド）	B	C	⇒	劣	⇒	劣	⇒	改廃	⇒	低	⇒	総量コントロール
39	新浜公園 （テニスコート）	B	C	⇒	劣	⇒	劣	⇒	改廃	⇒	低	⇒	総量コントロール
	新浜公園 （グラウンド）	B	B	⇒	良（維持）	⇒	—	⇒	維持	⇒	—	⇒	機能保持

8 個別施設計画の検討

(1) スポーツ施設としての機能保持

「機能保持」における適用手法を1次評価、2次評価を踏まえ検討します。

手法	内容
財源の確保	[市の財源以外での財源を確保する] ・指定管理者制度等による施設の収益性を高め、その収益を投資して施設の維持管理や機能更新を図る。 ・施設の利用料金の見直しを図る。
維持管理の効率化	[効率的な運営方法や管理方法を取り入れる] ・民間ノウハウによる効率的な管理運営を図る。 ・窓口業務や施設管理のIT化等により経費の削減を図る。
長寿命化	[建物の耐用年数を定め、施設の保全を計画的に行う] ・保全コストの平準化により、計画的・効率的な保全を実現し、ライフサイクルコストの削減を図る。 ・事故等の施設に起因するリスクを回避する(予防保全)。
機能改修	[経年劣化や社会的劣化に対応した改修を行う] ・施設の構造体、仕上げ、設備等の経年劣化に対応した改修を行う。 ・設備システムや付帯設備(トイレ、更衣室など)等の陳腐化、利用者ニーズの変化、社会的劣化へ対応するための改修を行う。 ・改修にあたっては、施設運営者のニーズを十分に把握し、利用者数や利用料金等による収入の増加を想定した適切な投資を行う。
耐震改修	[建物の耐震性を確保するために改修を行う] 現行の耐震基準に対する耐震性能を満たしていない施設について耐震改修を行う。
建替再整備	[同等の機能を有する施設を整備する] ・老朽化が進んでいるが政策優先度の高い施設については、建替再整備を行う。 ・この際、PPP/PFIなどの民間資金を活用した事業スキームの検討、将来の人口や財政見通しを踏まえランニングコストを想定した持続的な施設設計、運営者の収益性の確保が期待できる使いやすい施設内容の検討等を通じ、将来にわたって適切なストックとなるよう十分に検討を行う。

(2) 総量コントロール

「総量コントロール」における適用手法については、個別施設の方向性が「改善」となった施設について「利用圏域」「施設分布」等を含めた「地域性」(必要性やニーズ等)を勘案し、集約化・複合化・用途転用の可能性がない場合は、改修費をかけずに「廃止」とします。

手法	内 容
集約化	[既存の同種の施設を統合する] ・同種の施設があり、利用状況や立地を踏まえて、一つに集約した場合でも、利用者ニーズを満たすことができる等、集約化の可能性がある場合には積極的に集約化を図る。 ・将来の維持管理の財源確保が難しい場合には、同種の施設の集約化を図りつつ、集約化した施設の運営改善や機能更新により、スポーツ環境の質の低下を最小限にするよう配慮する。
複合化	[スポーツ以外の機能を有した施設と複合化する] ・文教施設等、周辺の公共施設の改築などと合わせて、複合化を図る。 ・複合化に際し、集約化や建替再整備と同様に、スポーツ環境の質の確保や将来にわたって適切なストックとなるよう計画する視点が重要である。
用途転用	[施設を改修し、他の施設として利用する] ・スポーツ施設として維持していく優先度が著しく低く、改修しても利用の見込みが低い場合等で、周辺でスポーツ以外の機能が強く要請されている場合には、用途転用を検討する。
廃止	[施設を解体・撤去する] ・スポーツ施設として維持していく優先度が著しく低く、改修しても利用の見込みが低い場合等で、用途転用の必要性もない場合には、廃止を検討する。

(3) 施設不足の解消

「施設不足の解消」における適用手法については、「利用圏域」、「施設分布」を踏まえた「地域性」を勘案し、代替施設となり得る施設が周辺に存在しない場合や代替施設を活用しても不足する場合は「新規整備」を検討します。

手法	内容
市内の代替施設の活用	・市内の学校体育施設や公共施設等でスポーツに活用できる施設、高校・大学や民間のスポーツ施設等を活用する。
市外の代替施設の活用	・近隣の市町村の施設や民間施設を、広域的な連携のもと市民のスポーツ施設の環境として調整・活用する。
新規整備	・不足しているスポーツ施設の種類、規模等を踏まえ、既存施設や代替施設の活用を図っても適切なスポーツ環境を提供できないことが明らかである場合には、新規整備を検討する。 ・PPP/PFIなどの民間資金を活用した事業スキームの検討、ランニングコストを想定し将来の人口や財政見通しを踏まえた持続的な施設設計、運営者の収益性の確保が期待できる使いやすい施設内容の検討を通じ、将来にわたって適切なストックとなるよう十分に検討を行う。

(4) 個別施設計画の取りまとめ

	施設名	基本方針	適用手法	実施内容
1	東山球場	機能保持	機能改修	保全を図りつつ維持し、将来的な更新について検討する。
2	八千代グラウンド	機能保持	機能改修	保全を図りつつ維持し、将来的な更新について検討する。
3	八幡テニスコート	機能保持	機能改修	保全を図りつつ維持し、将来的な更新について検討する。
4	武道館	機能保持	機能改修	保全を図りつつ維持し、将来的な更新について検討する。
	弓道場	機能保持	建替再整備	建替整備を検討する。
5	鳥之郷スポーツ広場(グラウンド)	機能保持	機能改修	保全を図りつつ維持し、将来的な更新について検討する。
6	菰川スポーツ広場(グラウンド)	機能保持	機能改修	保全を図りつつ維持し、将来的な更新について検討する。
	すぱーく太田	機能保持	機能改修	保全を図りつつ維持し、将来的な更新について検討する。
7	沢野スポーツ広場(グラウンド)	機能保持	機能改修	保全を図りつつ維持し、将来的な更新について検討する。
	沢野スポーツ広場(テニスコート)	機能保持	機能改修	保全を図りつつ維持し、将来的な更新について検討する。
8	宝泉スポーツ広場(グラウンド)	機能保持	機能改修	保全を図りつつ維持し、将来的な更新について検討する。
	宝泉スポーツ広場(テニスコート)	機能保持	機能改修	保全を図りつつ維持し、将来的な更新について検討する。
	宝泉バスケットボールコート(3×3)	機能保持	機能改修	保全を図りつつ維持し、将来的な更新について検討する。
9	休泊スポーツ広場(グラウンド)	機能保持	機能改修	保全を図りつつ維持し、将来的な更新について検討する。
10	(運動公園) 市民体育館	機能保持	機能改修	保全を図りつつ維持し、将来的な更新について検討する。
	(運動公園) 陸上競技場(管理棟)	機能保持	機能改修	保全を図りつつ維持し、将来的な更新について検討する。
	(運動公園) 陸上競技場(トラック・グラウンド)	機能保持	機能改修	保全を図りつつ維持し、将来的な更新について検討する。
	(運動公園) 野球場(スタンド)	機能保持	機能改修	保全を図りつつ維持し、将来的な更新について検討する。
	(運動公園) 野球場(グラウンド)	機能保持	機能改修	保全を図りつつ維持し、将来的な更新について検討する。
	(運動公園) サッカー・ラグビー場(管理棟)	機能保持	機能改修	保全を図りつつ維持し、将来的な更新について検討する。

	(運動公園) サッカー・ラグビー場 (グラウンド)	機能保持	機能改修	保全を図りつつ維持し、将来的な更新について検討する。
	(運動公園) 総合体育館	機能保持	機能改修	保全を図りつつ維持し、将来的な更新について検討する。
11	第2サッカー・ラグビー場 (管理棟)	機能保持	機能改修	保全を図りつつ維持し、将来的な更新について検討する。
	第2サッカー・ラグビー場 (グラウンド)	機能保持	機能改修	保全を図りつつ維持し、将来的な更新について検討する。
12	九合バスケットボールコート (3×3)	機能保持	機能改修	保全を図りつつ維持し、将来的な更新について検討する。
13	サン・スポーツランド (管理棟)	機能保持	機能改修	保全を図りつつ維持し、将来的な更新について検討する。
	サン・スポーツランド (グラウンド)	総量コントロール	集約化	施設の利用状況等を勘案し、廃止を検討する。
	サン・スポーツランド (テニスコート)	機能保持	財源の確保	施設の維持管理や機能更新を図る。
14	渡良瀬スポーツ広場 (管理棟)	機能保持	機能改修	保全を図りつつ維持し、将来的な更新について検討する。
	渡良瀬スポーツ広場 (グラウンド)	機能保持	機能改修	保全を図りつつ維持し、将来的な更新について検討する。
	渡良瀬スポーツ広場パークゴルフ場	機能保持	機能改修	保全を図りつつ維持し、将来的な更新について検討する。
	渡良瀬スポーツ広場グラウンドゴルフ場	機能保持	機能改修	保全を図りつつ維持し、将来的な更新について検討する。
	渡良瀬スポーツ広場ターゲットバードゴルフ場	機能保持	機能改修	保全を図りつつ維持し、将来的な更新について検討する。
15	尾島体育館	機能保持	機能改修	保全を図りつつ維持し、将来的な更新について検討する。
16	尾島公園グラウンド	機能保持	機能改修	保全を図りつつ維持し、将来的な更新について検討する。
17	ねずみ塚公園グラウンド	機能保持	機能改修	保全を図りつつ維持し、将来的な更新について検討する。
18	岩松公園グラウンド	機能保持	機能改修	保全を図りつつ維持し、将来的な更新について検討する。
19	世良田公園グラウンド	機能保持	機能改修	保全を図りつつ維持し、将来的な更新について検討する。
20	利根グラウンドゴルフ場	機能保持	機能改修	保全を図りつつ維持し、将来的な更新について検討する。
21	尾島公園テニスコート	機能保持	機能改修	保全を図りつつ維持し、将来的な更新について検討する。
22	世良田公園テニスコート	機能保持	機能改修	保全を図りつつ維持し、将来的な更新について検討する。

23	尾島親子ふれあいプール	機能保持	機能改修	保全を図りつつ維持し、将来的な更新について検討する。
24	新田総合体育館	機能保持	機能改修	保全を図りつつ維持し、将来的な更新について検討する。
25	新田陸上競技場	機能保持	機能改修	保全を図りつつ維持し、将来的な更新について検討する。
26	新田野球	機能保持	機能改修	保全を図りつつ維持し、将来的な更新について検討する。
27	新田テニスコート	機能保持	機能改修	保全を図りつつ維持し、将来的な更新について検討する。
28	新田プール	総量コントロール	廃止	廃止する。
29	新田武道館	機能保持	機能改修	保全を図りつつ維持し、将来的な更新について検討する。
30	新田サッカー場	機能保持	機能改修	保全を図りつつ維持し、将来的な更新について検討する。
31	木崎コミュニティ運動公園	機能保持	機能改修	保全を図りつつ維持し、将来的な更新について検討する。
32	綿打コミュニティ運動公園	機能保持	機能改修	保全を図りつつ維持し、将来的な更新について検討する。
33	生品コミュニティ運動公園	機能保持	機能改修	保全を図りつつ維持し、将来的な更新について検討する。
34	藪塚本町社会体育館	機能保持	機能改修	保全を図りつつ維持し、将来的な更新について検討する。
35	藪塚本町中央運動公園	機能保持	機能改修	保全を図りつつ維持し、将来的な更新について検討する。
36	藪塚本町三島神社公園	機能保持	機能改修	保全を図りつつ維持し、将来的な更新について検討する。
37	藪塚本町西部ふるさと公園	機能保持	機能改修	保全を図りつつ維持し、将来的な更新について検討する。
38	西新町南公園（グラウンド）	総量コントロール	集約化	施設の利用状況等を勘案し、廃止を検討する。
39	新浜公園（テニスコート）	総量コントロール	集約化	施設の利用状況等を勘案し、廃止を検討する。
	新浜公園（グラウンド）	機能保持	機能改修	保全を図りつつ維持し、将来的な更新について検討する。

(5) 今後の展望

39施設を対象に策定した個別施設計画ですが、大方の施設が2次評価による基本方針を「機能保持」とし、適用手法を「機能改修」とした上で、各施設の保全を図りつつ維持し、「改廃」となった下記の施設については将来的な更新等の検討をしていきます。

- ・弓道場については、1次評価で「改廃」としたものの、2次評価の政策優先度評価が「高」のため、機能保持・建替整備を検討することとします。
- ・サン・スポーツランド（グラウンド）については、1次評価で「改廃」とし、2次評価の政策優先度の「低」いことや、同地に市内テニスコートの集約化が望まれていることを考慮して、総量コントロール・集約化とします。このことにより同施設内にあるテニスコートが拡大し、太田市テニス場の拠点としての機能を果たすとともに、大規模な大会等の開催が可能となることでスポーツによる交流人口の増加が期待されます。
- ・八幡テニスコートについては、昭和44年に設置された施設の老朽化が進んでおり、また住宅地の中にあるため、近隣の住宅に対する騒音やボールの飛び込みなどの問題を抱えていることから、1次評価で「改廃」としますが、2次評価の政策優先度評価が「高」のため、当面の間は機能保持・財源の確保とした上で、施設の維持管理や機能更新を図っていきます。
- ・新田プールについては、1次評価で「改廃」とし、2次評価の政策優先度評価も「低」のため、総量コントロール・廃止とします。
- ・個別施設計画策定を受けて、サン・スポーツランドのテニスコートの拡張（集約方針の新浜公園テニスコートの代替機能を持たせる）に伴い多目的グラウンド（野球場）が廃止されることや、太田市総合体育館の建設に伴い令和3年度に太田市運動公園内にあったサブグラウンドが廃止されていること、また、西新町南公園（グラウンド）の廃止方針などから、軟式・少年野球等をできる施設が減少しており、これを補う施設の整備が必要となっています。
整備にあたっては、大規模かつ複合的な利用が可能となり、また、新たな市民の憩いの場としての役割も期待できる備前島公園などの拡張が可能な既存の公園に併設させていくこととし、関係課と調整のうえ進めていきます。
- ・上記以外の「機能改修」となった施設においても、LED照明改修による省エネ化、空調設備改修やトイレ改修などの優先度の高い事業については、計画的に改修を実施していきます。

9 計画の実施方法

(1) フォローアップの実施方針

「太田市公共施設等総合管理計画」の考え方にもとづき、PDCAサイクルによるフォローアップを継続していきます。

(2) 推進・取組体制

スポーツ施設管理課を中心に庁内関連部署と連携しながら、取り組みを進めていきます。

(3) 施設利用者や住民との情報共有

本計画については、市ホームページにて周知を図っていきます。